

開催日：平成 29 年 7 月 28・29 日
会 場：大正大学 7 号館 711 号室

環状第 5 の 1 号線 事業及び測量説明会における 主な質問と回答

- 質問 1 道路拡幅に合わせて、現在の 4 車線から 6 車線に増やさないのか。
- 回答 1 車線数は現状どおり 4 車線とし、車線数は増やしません。電柱がなく緑化された広幅員の歩道を整備し、歩行者、自転車、自動車が共に安全で安心して快適に利用できる道づくりを進めてまいります。
- 質問 2 少子高齢・人口減少社会において、自動車交通量の減少が見込まれる。道路拡幅整備を行う必要があるのか。
- 回答 2 高齢化が進み、通勤を中心とした鉄道による移動から、高齢者施設や宅配利用などの私的目的の自動車移動が増えると考えられます。
また、自動車交通量以外にも、首都直下地震に備えた防災性の向上や、高齢化の進展に備えたバリアフリー化による安全性の向上などの面においても、道路整備は必要です。
- 質問 3 II 期区間は、いつ頃事業化を行うのか。
- 回答 3 堀之内橋交差点から上池袋交差点までの II 期区間は、I 期区間の進捗状況を踏まえて事業化を図ってまいります。
- 質問 4 都市計画線に既存建物がかかるかどうかは、いつ頃分かるのか。
- 回答 4 今後、測量作業を進め、都市計画線と既存建物との位置関係を明らかにしていきます。
- 質問 5 境界立合いは、隣接する地権者が全員揃わないと行わないのか。
- 回答 5 地権者全員が揃わない場合でも行います。境界立会いの日程は、当事務所から 10 日前頃までに郵送にてご案内します。なお、当日、ご都合がつかない方には、別途当事務所から再度日程を調整させていただきます。
- 質問 6 マンションの測量の境界立会いは、どのように行うのか。
- 回答 6 区分所有されている皆様全員に境界立会いをして頂くことは難しいため、一般的には、管理組合の理事長様に立会いの権限を一任して頂くということをお願いしています。具体的な進め方については、別途、管理会社などを通じまして、マンション毎に個別にご説明させていただきます。

質問7 建物を解体し更地にするための費用は、補償されるのか。また、登記手続きや金融機関の抵当権抹消の調整は、誰が行うのか。

回答7 建物の解体費用は、都の補償に含まれます。登記手続きは、土地所有者に代わり、都で手続きを行います。

金融機関の抵当権抹消の調整は、まず権利者の方に窓口をご紹介していただき、その後、都が間に入り、権利者、金融機関、都の三者による調整を行います。

詳しい内容については、事業認可取得後に開催する「用地説明会」でご説明します。

質問8 マンション用地の一部が道路となることにより、マンションの資産価値が減少する恐れがある。資産価値の減少への補償はあるのか。

回答8 マンションの資産価値の減少への補償はありません。一般的に、マンション前面の道路の完成により、マンションの資産価値が減少することは想定していません。

質問9 道路の整備に合わせて、用途地域、建ぺい率、容積率の変更は予定しているのか。

回答9 用途地域、建ぺい率、容積率の変更手続きは、区役所で行います。区役所より、用途地域、建ぺい率、容積率の変更予定はないと聞いています。

質問10 工事中は、どのような騒音対策を実施するのか。

回答10 工事は夜間作業を予定しています。工事にあたっては、沿道の方々への「工事のお知らせ」の配布による事前周知を行い、低騒音機械を採用します。コンクリートや舗装の取壊しなど大きな音が発生する作業では、作業時間が深夜に及ばないような対応を図ってまいります。

以 上